

KDDI 基地局を阻止したケース

東京都内のマンションにKDDIが4G・5G基地局を設置する計画を立てていましたが、2023年1月、住民の反対を受けて撤退しました。電波法と耐震基準に詳しい住民が問題点を指摘した結果です。他の地域でも参考になると思い、取材させていただきました。

環境ジャーナリスト、
いのち環境ネットワーク代表
加藤やすこ
2023年3月10日

2022年7月、東京都23区内の分譲マンションでKDDIの4G・5G基地局の設置計画が明らかになりました。13階建マンションの屋上5か所に、高さ5メートルの基地局を5か所に設置し、賃貸借料としてマンション管理組合に年120万円支払う、というものでした。設置するアンテナからは、4G（周波数700MHz、800MHz、1.5GHz、1.7GHz、2GHz、3.5GHzのマイクロ波）、5G（3.7GHzのマイクロ波と28GHzのミリ波）の電波が照射されることになります。

欧州議会の下部機関、欧州科学技術選択評価委員会（STOA）は、2021年に携帯電話で使われる周波数帯の電磁波の影響を評価する報告書「5Gの健康影響」を発表しました。周波数450MHzから6GHzのマイクロ波は「ヒトに対しておそらく発がん性がある」と結論し、男性の生殖能力と女性の受胎能力と胚、胎児、新生児の発育に悪影響を及ぼすと認めました。

ミリ波については研究数が非常に少ないので、影響を評価できるほどの十分な知見がない、と結論しています。評価した当時、ミリ波の研究は技術的なものが大半で、健康影響に関するものはわずかでした。EUでは3～5年感はミリ波が導入されない予定なので、その間に研究を進め、安全性を調査することをSTOAは提言しています。日本やアメリカでは、安全性が確認されていないミリ波基地局が、住宅地にも設置されているのです。

*同報告書は、「いのち環境ネットワーク」のサイトからダウンロードできます。
「電磁波の健康影響に関する最新の研究と各国の動向」のページをスクロールしてください。

[「欧州議会が5Gの報告書発表」](#)

無線と建築の知識で対抗

最上階に住むAさんは、管理組合理事会の議事録を読んで、基地局設置計画を知りました。「最初にKDDIが来たのは2021年頃で、理事会ではだいぶ前から議論していたようだ」とAさんはいいます。

もし設置されれば、Aさん一家は、基地局の真下で暮らすこととなります。Aさんは無線の免許を持っていて、電磁波に関する知識がありました。妻のBさんと「これはダメだね」と話していたそうです。

最上階に住む他の住民とも話をしてみると、「基地局が立つのはよくないが、年に120万円入るのは良い」という人もいました。このマンションでは2021年に、修繕積立費を改定し、値上げをしたばかりでした。「同時期にKDDIが基地局設置を理事会に持ちかけてきた」とAさんはいいます。

修繕積立費の負担が減るのは魅力的に見えますが、電磁波による健康被害が発生して転居を余儀なくされたケースもありますから、健康被害や転居のリスクを考えれば割に合わない金額ですし、周辺で健康被害がでた場合の責任を問われ、電磁波の因果関係が明らかになれば、設置を認めた地権者にも賠償責任が問われることとなります。

しかも、基地局が屋上や周辺に設置された不動産は、販売することが困難なようです。「不動産会社に相談したが、基地局があるから扱わないと言われた」という声が、当会には全国から寄せられています。

Aさんは「デメリットしかないと思った。たまたま無線の知識があり、電波の出力にもよるが長期間曝露するのは良くない。電波法では、基地局の周辺に人が出入りできない防護柵を設けることや、検査基準、電波が指針値内に収まっていること確認するよう求めている。もしも、うちの真上に建つと、うちは毎日曝露されることになる。長時間曝露はダメージが大きい。住んでいる中で影響を受けるのはダメ。絶対反対しよう」と決意しました。

妻のBさんも同じフロアの人に、海外の規制は日本より厳しいことなどを井戸端会議で少しずつ伝えていきました。Aさんは、「今一度、考えてくれないか」と理事会に手紙をだした。

理事会は、賃借料収入というメリットがあるから前向きに進めたい、という意向でした。Aさんが、管理会社に「私のほうから、問題点を話をしたい」と伝えると、「KDDI基地局計画を総会に上程するのに合意を得たい」といわれ、2カ月後の9月に臨時総会をすること

になりました。

Aさんは「昔、勉強した電波のことをサイトなど調べ、いいところと悪いところを整理して臨時総会に挑んだ。我々マンション住民にもメリットはないし、周囲の人も、5Gがないと生活に影響があるかといったら何も問題はない。産業界にとっては、5G通信を利用して無人の重機を遠隔操作するのはメリットがあるが、一般住宅地にはメリットない」と考えています。

臨時総会で問題点を指摘

臨時総会で、理事長は基地局設置に前向きな説明をし、KDDIと子会社、下請け工事会社の3名が同席していました。最初に計画が説明され、その後、質疑応答をしたそうです。出席した住民は、運営に関心があって、基地局設置に疑問を感じている人が多く、基地局設置を推進する前向きな意見は出なかったそうです。全44戸のうち、直接参加者10人と、オンライン参加10人で、約半数が参加していました。

携帯電話基地局などの無線設備を備えた無線局を設置する際は、総務大臣から免許を受けるため、図1のような手続きを行うことになります。まず無線局を解説する目的や設置場所、工事設計などを添付して、総務省(各総合通信局)に申請を行います。

総務省は計画が電波法令を遵守しているかどうかを確認し、要件を満たしているものに予備免許を与えます。予備免許を得た事業者は工事を行なった後、「落成届」を総務省に提出し、「落成検査(新設検査)」を受けた後で、免許が交付されてから運用を開始できます。

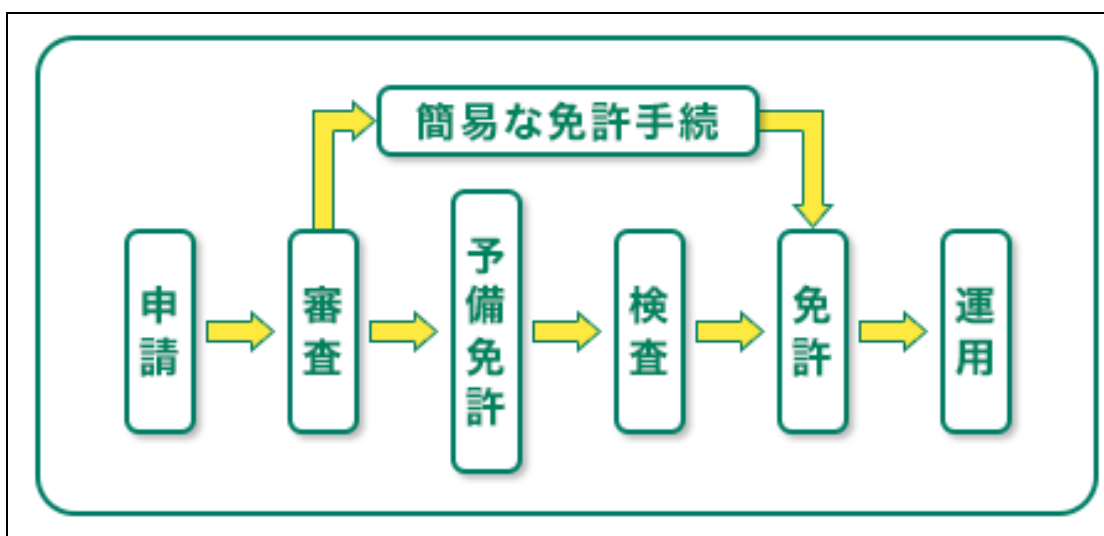


図1.申請から免許までの流れ
出典：総務省「電波利用ホームページ」

臨時総会の質疑応答で、Aさんが「電波法で定められて手続きを遵守しているのか」と質問すると、事業者は「落成検査をしていないし、電波の測定もしていない」といいます。Aさんが、さらに「検査と測定もせず、運用開始ができるのか、と聞いたら黙っていた。今まで、検査をせずにやってきたという」。

なお、総務省は「登録検査等事業者制度」を設けており、総務大臣に認可された事業者が点検を行うことができます。KDDIの子会社、KDDIエンジニアリング社も登録検査等事業者の一つです。なお、登録検査等事業者は、周波数計、スペクトル分析、電界強度、高周波電力、電圧電流などを測定し、点検を行います。

電波法施行規則第21条3項は、基地局から発生する電波の強度が被曝基準値を超える範囲内に一般の人が入り込まないように、柵などを設けなくてはならないと定めています。Aさんは、この施行規則を引き合いに出し「もしも、落成検査を行っていないなら、どうやって基準値以下になっていることを証明するのか？」とも尋ねています。

「海上無線の場合、検査で合格しないと船を運行することはできない。無線装置を積まなければいけない船舶は、無線局の検査を受ける。これは、陸上無線も航空無線も同様だ。しかし、総務省の電波行政はすごくいい加減で、KDDIやNTTに天下りをしているという話もある。街中にたくさん基地局があるが、検査しないで運用してるのではないかとAさんはいいます。

耐震性のごまかしと違法な契約期間の問題

KDDIが臨時総会で提出した資料には、「このマンションに基地局を立てても、地震用積載荷重よりも小さく、耐震性には問題ない。設計事務所にも確認したが、基準を満たしている」と説明しました。

Aさんは大学で建築学を学んでいたので、耐震基準に関するKDDIの説明に反論しました。「地震用積載荷重は、地震によって建物全体にかかる荷重であり、基地局が立つ狭い範囲の荷重ではない。また、積載荷重は家具やベッド、事務所のコピー機など人間がコントロール可能な荷重と記載されている。基地局は動かさないで、地震用積載荷重を用いるのは

誤りだ。KDD I が説明した耐震データは正確ではないと推測されるが、本当に設計事務所に安全性を確認したのか？」と指摘しました。

建築基準法では、建物の用途・種類などに応じて床用の設計荷重、地震用の積載荷重などが定められています。住宅の居室の床は、一平方メートルあたり約 180kg（大人約 3 人分）に耐えられるように、店舗雨や事務室は約 290kg、集会室は 350kg と、建物の種類に応じて積載荷重が決められ、それに基づいて設計することになっています。

また、屋根や床、柱、壁など建物自体の重さは固定荷重といいます。地震によって起きる建物の揺れは、固定荷重に積載荷重を加えた建物全体の重さに比例すると考えられています。これらを考慮した上で、地震用の積載荷重が建物の用途に応じて定められています。地震用の積載荷重は、住宅の居室などは一平方メートルあたり約 60kg、事務室は約 80kg、店舗は 130kg です。

携帯電話基地局は重さが 200kg ほどといわれており、過去に取材したマンションでは、屋上に基地局が設置された後、直下のリビングの壁に亀裂が入るなどのトラブルも起きています。基地局設置によって、設計時に想定していなかった負荷が建物に加わることになるのですから、携帯電話事業者の説明を鵜呑みにするのではなく、第三者機関が安全性を検証し、住民にも検証結果を公開するようなシステムが必要ではないでしょうか。

A さんは携帯電話基地局に屋上を貸す、賃貸借契約期間にも目を向けました。携帯電話基地局は 10 年契約がほとんどですが、民法 602 条では建物を賃貸借する期間を 3 年以内にするよう求めています。2017 年に一部改正され、契約によって 3 年以上の期間を契約期間として定めた場合、民法で定めた契約期間は 3 年なので、4 年目以降の契約は無効になります。A さんは「今回の契約期間は 10 年だと臨時総会で説明したが、民法の賃貸借期間は 3 年。4 年目から契約は無効になるが、その認識で間違いないか」と質問しています、

しかし、KDD I から解答はなかったといいます。「他にも 10 点ほど質問したが、まともな解答は 5G であることと、周波数帯、アンテナの高さだけだった」と A さんはいいます。

KDD I は撤退を決定

「理事会で、理事の人たちは基地局計画が認められない雰囲気だとわかって、理事会としては『設置ありきではないので、質問あればまとめて後で出して』ということだった。しかし、リモート参加者が『こう

いう雰囲気、設置する気か』と尋ねるとKDDIは『やる』と回答しました。

住民からの質問の内容次第で総会で上程するか決まることになったので、臨時総会から3日後に、Aさんは質問項目をまとめて送りました。回答を待っていたところ、2023年1月、管理会社のほうから、「KDDIは撤退することになった」とメールがきたそうです。マンションの共有部分に基地局などを設置する場合、住民の4分の3以上の賛成が必要です。「採決にかけるつもりだったが、できなかったのだろう」とAさんは推測しています。

このようにAさんのマンションは分譲マンションだったので臨時総会で住民が意見を述べることができましたが、賃貸では住民が声を上げることができません。「約200メートル先のマンションに基地局が建ち、そのマンションからうちのマンションに移ってきた人もいる。基地局建設が持ち上がったので『住んでいる人の意見を聞かないのか』とオーナーに訴えたが、建設が決まったので、引っ越してきた」といいます。

これからも基地局問題は増えていくでしょう。2030年からはさらに周波数が高く、電波が届きにくい6Gが始まります。基地局の数はさらに増えることになりそうです。賃貸マンションでも、住民の合意がなければ設置できないように規制するなど、民主的な手続き規制が求められます。